



昭和二十年八月十五日 [玉音放送]
戦後日本がここから始まった

終戦の詔書と天皇の人間宣言

大角 修 著

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ奉シ措カサル所曩ニ米英二國ニ宣戦セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾

内

閣

スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕リ百僚有司ノ勵精朕カ一億衆庶ノ奉公各ノ最善ヲ盡セルニ拘ラス戦局必スシモ好轉ス世界ノ大勢亦我ニ利

大角 修

おおかど おさむ

1949年 兵庫県姫路市生まれ。

東北大学文学部宗教学科卒。

(有)地人館代表／仏教・日本文化史などを中心に編集・執筆活動を行う。

著書

『皇室典範』（地人館 E-books）『天皇家のお葬式』（講談社現代新書）『Q&A でわかる「天皇」と「皇室」』（三笠書房・知的生きかた文庫）『天皇家 125 代』『日本書紀と天皇の物語』（編著・樫出版社）『新・日本の歴史』（全5巻・小峰書店）『日本仏教の基本経典』（角川選書）『仏教百人一首 万葉の歌人から宮沢賢治まで』（法蔵館）など多数。

はじめに

今から八十年前の昭和十六年（1941）十二月八日未明、日本海軍はハワイ真珠湾の米海軍基地を攻撃。太平洋戦争が始まった。それから三年八か月が過ぎた昭和二十年八月十五日正午、「終戦の詔書（終戦の詔勅）」が発表された。「堪え難きを堪え、忍び難きを忍び、もって万世のために太平を開かんと欲す」と、天皇が詔書を読み上げる肉声がラジオで放送されたことから「玉音放送」とよばれる。これによって日本の全軍に即時無条件降伏が命じられ、太平洋戦争は敗戦に終わった。

あくる昭和二十一年元旦、「新日本建設に関する詔書」が発表された。そこに「天皇の人間宣言」とよばれる文がある。昭和の戦前・戦中に極度に神聖化されて「現人神」とされるようになった天皇が「人間」に戻ったのである。

「終戦の詔書」と「天皇の人間宣言」は戦前・戦中と戦後を区切る有名な文書だが、もう八十年近く前のことで、今では馴染みのない語句も多い。

そこで、原文、ふりがな付き原文、現代口語訳を掲載する。あわせて「ポツダム宣言」の英文と和文、さらに若干の解説を付し、戦後日本の原点への理解に資したい。

目次

はじめに

終戦の詔書原文

昭和二十年の夏

終戦の詔書「ふりがな付き原文」

「ポツダム宣言」 和文

「ポツダム宣言」 英文

日本の国体

新日本建設に関する詔書（天皇の人間宣言）

憲法と皇室典範の改正

* 詔書等には句読点を補足して濁音表記にし、旧漢字は新漢字に改めた。

昭和二十年の夏

昭和十六年（1941）十二月に始まった太平洋戦争（当時の日本側の呼称は「大東亜戦争」）において、日本軍は緒戦で勝利を重ね、占領地域は南太平洋の島嶼からフィリピン、インドネシアなどの東南アジアに拡大した。いっぽう、昭和十二年（1937）から全面戦争に突入した日中戦争は泥沼化の様相を呈し、決着の目途はつかなかった。

そのなかで昭和十七年六月五～七日、太平洋のミッドウエーでの海戦で日本海軍は空母四隻を失い、戦況は大きく不利に傾いた。しかし、陸海軍（当時は全軍を意味する）の軍令部はそれを隠し、ラジオや新聞も戦意高揚の報道で国民をあざむいて戦争が継続する。日本はいよいよ国家存亡の危機に追い込まれていった。

太平洋戦争は第二次世界大戦（1939年開始）のうち、アジア太平洋地域の戦争である。世界では日本・ドイツ・イタリアの三国同盟を中心とする枢軸国側と、イギリス、アメリカ、ソビエト連邦（今のロシアなど）、オランダ、オーストラリア、中国などの連合国側がかつてない規模の戦争をおこなった。しだいに枢軸国側の敗色が深まり、1943年（昭和18）9月にイタリアが三国同盟を離脱して降伏。1945年（昭和20）2月には、アメリカ大統領ルーズベルト、イギリス首相チャーチル、ソ連首相スターリンがクリミア半島のヤルタで会合して戦後処理の基

本方針を話し合った（ヤルタ会談）。ソ連は日本と中立条約を結んでいたが、ヨーロッパ戦線のドイツが降伏すれば、軍を満州方面に向けて対日開戦の密約を結んだ。同年4月30日、ナチス・ドイツ総統ヒトラーが自殺し、降伏に至る。

同年7月、連合国側はベルリン近郊のポツダムで米英ソ三国の政府首脳の会談を開き、日本に降伏を勧告する宣言文を採択した。いわゆる「ポツダム宣言」である。

こうして日本は国際的に孤立し、各地の戦場で悲惨な「玉砕」^{ぎよくさい}が相継ぐなかでも「軍部」は戦争継続を強硬に主張した。「軍部」は軍組織の正規の部局ではなく、陸軍士官学校・同大学校、海軍士官学校・同大学校を卒業し、軍の中心部を形成したエリート集団をさす。もし敗戦を認めれば、すでに戦死した先輩や後輩に申し開きが立たない。

そうした優柔不断のなかで、被害は民間人に急拡大していった。昭和二十年三月十日、東京大空襲により八万人以上が焼死。同月、アメリカ軍が沖縄本島に上陸。八月六日、広島に原爆投下。同九日、長崎に原爆投下。この時点で他の主要都市もほとんどが空襲をうけて焼け野原になっていた。

また、八月九日にはソ連軍が対日参戦し、満州方面への進攻を開始。盛強を誇ったはずの日本の関東軍は崩壊し、満蒙開拓団^{まんもうかいたくだん}の悲惨な逃避行が始まる。

八月十四日、政府はついにポツダム宣言受諾を決定。そのときの御前会議のことが『昭和天皇実録』（宮内庁編）には次のように記されている。

三名（参謀総長・軍令部総長・陸相）の意見言上後、天皇は、国内外の現状、彼我^{ひが}国力・戦力から判断して自ら戦争終結を決意したものに於て、変わりはないこと、我が国体については外相の見解どおり先方（連合国）も認めていると解釈すること、敵の保障占領には一抹の不安なしとしないが、戦争を継続すれば国体も国家の将来もなくなることに反し、即時停戦すれば将来発展の根基は残ること、武装解除・戦争犯罪人の差し出しは堪え難きも、国家と国民の幸福のために、三国干渉時の明治天皇の御決断に倣^{なま}い、決心した旨を仰せられ、各員の賛成を求められる。また、陸海軍の統制の困難を予想され、自らラジオにて放送すべきことを述べられた後、速やかに詔書の渙^{かんぱつ}発により心持ちを伝えることをお命じになる。

* *
文中の「三国干渉」とは明治二十八年（1895）、日清戦争後に得た中国遼東半島^{リャオトウ}の領有権をフランス・ドイツ・ロシアの三国の要求に屈してやむなく返還したことをさす。

また、「陸海軍の統制の困難を予想され」とあるのは、敗戦を認めない軍部や現地部隊の反乱が懸念されたからである。しかし、天皇の戦争終結の決意は変わらず、将兵の反乱をおさえるために肉声の放送によつて終戦を宣言することにしたのだった。

終戦の詔書はただちに作成された。前掲の「終戦の詔書原文2」にあわたたく補足した文言が見られるように、事は一刻の猶予もならなかった。それを天皇自身が読み上げてレコードに録

音、八月十五日正午、「ポツダム宣言」を受諾するという天皇の肉声がラジオで流された。

以下、「終戦の詔書」のふりがな付き原文、現代口語訳、「ポツダム宣言」全文を掲載する。

終戦の詔書 「ふりがな付き原文」

朕、深く世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ、非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ、茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告グ。

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ、ソノ共同宣言ヲ受諾スル旨、通告セシメタリ。

抑々、帝国臣民ノ康寧ヲ図リ、万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ、皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措

カザル所、曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ、

他国ノ主権ヲ排シ、領土ヲ侵スガ如キハ固ヨリ朕ガ志ニアラス。然ルニ、交戦已ニ四歳ヲ閱シ、

朕ガ陸海將兵ノ勇戦、朕ガ百僚有司ノ励精、朕ガ一億衆庶ノ奉公、各々最善ヲ尽セルニ拘ラズ

戦局必スシモ好転セズ。世界ノ大勢、亦我ニ利アラス。加之、敵ハ新ニ残酷ナル爆彈ヲ使用シテ、

頻ニ無辜ヲ殺傷シ、惨害ノ及ブ所、真ニ測ルベカラザルニ至ル。而モ尚交戦ヲ継続セム力終ニ我

ガ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス、延テ人類ノ文明ヲモ破却スベシ。斯ノ如クムハ朕何ヲ以テ

力億兆ノ赤子ヲ保シ、皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ。是レ朕ガ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応ゼシム

ルニ至レル所以ナリ。

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ、遺憾ノ意ヲ表セザルヲ得ズ。帝国臣民

ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ、非命ニ斃レタル者、及其遺族ニ想ヲ致セバ五内為ニ裂ク。且戦傷

ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ。惟フニ今後帝國ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス。爾臣民の衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レドモ朕ハ時運ノ趨ク所、堪工難キヲ堪へ、忍ビ難キヲ忍ビ、以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス。朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ、忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ、常ニ爾臣民ト共ニ在リ。若シ夫レ情ノ激スル所、濫ニ事端ヲ滋クシ、或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ、為ニ大道ヲ誤リ、信義ヲ世界ニ失フガ如キハ朕最モ之ヲ戒ム。宜シク挙国一家子孫相伝エ、確ク神州ノ不滅ヲ信ジ、任重クシテ道遠キヲ念ヒ、総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ、道義ヲ篤クシ、志操ヲ鞏クシ、誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ、世界ノ進運ニ後レザラムコトヲ期スベシ。爾臣民、其レ克ク朕ガ意ヲ体セヨ。

御名御璽

昭和二十年八月十四日

(内閣総理大臣以下の署名は略)

「ポツダム宣言」和文

「終戦の詔書」にいう米英支蘇四国の共同宣言とは、いわゆる「ポツダム宣言」のことである。ドイツ降伏後にベルリン郊外のポツダムで行われた連合国首脳会議で日本の占領方針を宣言した。全日本軍の即時無条件降伏、戦争犯罪人の処罰、日本国民の自由な意志による平和的な政府の樹立を求めるなどの十三か条で、それが実現されるまでは日本を占領するという。その受諾によつて全部隊の無条件降伏と現地で武装解除に応じることが陸海軍に命じられた。

外務省編『日本外交年表並主要文書』（下巻 1966）より同宣言の和訳全文をあげる。

当初は「米、英、支三国宣言」で、のちにソ連が参加した。

*

*

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

（千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ）

一、吾等合衆国大統領、中華民國政府主席及「ダレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタル力ニ比シ測リ知レザル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スべく又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スベシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国ガ引続キ統御セラルベキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国力履ムベキカヲ日本国ガ決意スベキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベシ右二代ル条件存在セズ吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生シ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラス

七、右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ルマデハ聯合國ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルベシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルベシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ

十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルベシ日本国ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ

十二、前記諸目的ガ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ

十三、吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

＊
続いて英文の原文を掲載する。

＊
(外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集』第1巻1949年より)

「ポツダム宣言」 英文

Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender

Issued at Potsdam , July 26, 1945

(1) We—the President of the United States, the President of the National Government of the Republic of China, and the Prime Minister of Great Britain, representing the hundreds of millions of our countrymen, have conferred and agree that Japan shall be given an opportunity to end this war.

(2) The prodigious land, sea and air forces of the United States, the British Empire and of China, many times reinforced by their armies and air fleets from the west, are poised to strike the final blows upon Japan. This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied Nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.

(3) The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan . The might that now converges on Japan is immeasurably greater than that which, when applied to the resisting Nazis, necessarily laid waste to the lands, the industry and the method of life of the whole German people. The full application of our military power, backed by our

resolve, will mean the inevitable and complete destruction of the Japanese armed forces and just as inevitably the utter devastation of the Japanese homeland.

(4) The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those self-willed militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.

(5) Following are our terms. We will not deviate from them. There are no alternatives. We shall brook no delay.

(6) There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.

(7) Until such a new order is established and until there is convincing proof that Japan's war-making power is destroyed, points in Japanese territory to be designated by the Allies shall be occupied to secure the achievement of the basic objectives we are here setting forth.

(8) The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu , Hokkaido , Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.

(9) The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with

the opportunity to lead peaceful and productive lives.

(10) We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese Government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.

(11) Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted.

(12) The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.

(13) We call upon the government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action. The alternative for Japan is prompt and utter destruction.

新日本建設に関する詔書（天皇の人間宣言）

「ポツダム宣言」の受諾によつて全部隊の無条件降伏と現地で武装解除に應じることが陸海軍に命じられた。「聖戦継続」「本土決戦」を主張して受諾に反対していた軍の反乱は起こらず、武装解除はおおむね順調に進んだ。

その後の昭和二十年九月二日、米軍のミズーリ艦上で降伏文書調印。これによつて日本は連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の占領下に入った。

同年十二月十五日、GHQは「神道指令」とよばれる覚書を政府に発した。その表題は「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という。それは政府や地方の行政府が神社に公金を支出したり、国民に祭祀を強要したりすることを禁じた指令で、「国体の本義」「大東亜戦争」「八紘はつこういちゅう一字」などの用語は過激な国家主義と切り離せないものとして公文書での記載を禁じた。とりわけ、教科書から即時に削除することを求め、該当の記述を読めなくする墨塗りが行われた。

この年の暮れから次の新年の詔書の内容が種々に検討された。それは「新日本建設に関する詔書」等とよばれ、その一部が「天皇の人間宣言」とよばれる。

この詔書は十二月初旬にGHQ民間情報教育局長ケネス・ダイクらが天皇の英文で草案をつく

り、宮内大臣に作成を命じたものである。天皇にも草案を見せて草案を作成したが、GHQには消極的であるとして拒否された。

GHQは占領政策の安定のために天皇の存在が欠かせないとして維持する方針だったが、神道指令を発して皇国思想を排除していたので、天皇もみずから自身の神格を明確に否定する必要があった。また、連合国の世論では、日本人は愚かにも天皇を神だと信じて戦争を起こしたと理解されていた。来るべき戦争犯罪者の裁判から天皇を除外するためにも、天皇自身が平和を求めることを明確に宣言することが必要だった。

こうした状況のなかで内閣で協議と修正を繰り返し、詔書の案文が完成して天皇が裁可・署名したのは昭和二十年の大晦日午後三時五十分のことである。

明くる二十一年の元旦、その詔書が発せられた。

「新日本建設に関する詔書」原文

茲^{こゝ}ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇 明治ノ初^{はじめ}国^{こく}是トシテ五箇条ノ御誓^{ごせいもん}文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

一、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛^{さかん}ニ經綸^{けいりん}ヲ行フベシ

一、官武^{くわんぶ}一途^{いつと}庶民ニ至ル迄 各^ま其^ま志^{こころざし}ヲ遂ケ人心ヲシテ倦^うマサラシメン事ヲ要ス

一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

叡旨^{えいし}公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕^{ちん}ハ茲^{こゝ}ニ誓^{ちか}ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須^{すべ}ラク此^{こゝ}ノ御趣旨^{ごすいし}ニ則^{のつと}リ、旧来^{きうらい}ノ陋習^{ろうしゅう}ヲ去リ、民意^{みんい}ヲ暢達^{ちやうたつ}シ、官民^{くわんみん}拳^あゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙^{もう}リタル戦禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停頓、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ真ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然^{しか}リト雖^{いへど}モ、我^{わが}国民^{こくみん}ガ現在^{げんざい}ノ試煉ニ直面シ、且^{かつ}徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克^{よく}其^そノ結束ヲ全ウセバ、独^{ひと}リ我^{わが}國ノミナラス全人類ノ為ニ、輝カシキ前途ノ展開セラルルコトヲ疑ハズ。

夫^そレ家ヲ愛スル心ト国ヲ愛スル心トハ我^{わが}國ニ於^{おい}テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今ヤ実ニ此^{こゝ}ノ心ヲ拡充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、献身^{けんしん}的努力^{どりき}カヲ效スベキノ秋ナリ。

惟^{おも}フニ長キニ亘^{わた}レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈^{ちん}淪セントスルノ傾キアリ。詭^き激ノ風漸^{よう}ク長ジテ道義ノ念頗^{すこ}ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆^{きざし}アルハ洵^こニ深憂ニ堪^たヘズ。

然^{しか}レドモ朕^{ちん}ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分^{わか}タント欲ス。朕^{ちん}ト爾等國民トノ間^{ちゆうたい}ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依^よリテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依^よリテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延^{ひい}テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和センガ為、アラユル施策ト経営トニ万全ノ方途ヲ講スベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱^{じかん}ニ蹶^{けつ}起シ、当面ノ困苦克服ノ為ニ、又産業及文運振興ノ為ニ勇往^{ゆうおう}センコトヲ希念ス。我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚^{あひよ}リ相扶^{あいたす}ケ、寛容相許^{かんようあひゆる}スノ気風ヲ作興スルニ於テハ、能^よク我至高ノ伝統ニ恥ヂザル真価ヲ發揮スルニ至ラン。斯^{かく}ノ如^{ごと}キハ実ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢獻ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計^{けい}ハ八頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信賴スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一^{いつ}ニシテ、自^{みづか}ラ奮^{ふる}ヒ自^{みづか}ラ励マシ、以テ此^こノ大業ヲ成就^{じょうじゆ}センコトヲ庶^{こいねが}幾フ。

御名御璽

昭和二十一年一月一日

この詔書は近代日本の出発点になった明治天皇の「五箇条ノ御誓文」に戻って再出発する決意を表した言葉であった。「新日本建設に関する詔書」等と呼ばれるが、新聞や雑誌のマスコミを通して「人間宣言」として知られるようになる。

この詔書で「人間宣言」とされるのは「朕なんぢらト爾等国民トノ間ノ紐帶ちゆうたいハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延ひテ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ」という部分である。

昭和の戦前・戦中に極度に強調された「神聖天皇」から脱却し、憲法と皇室典範が改正されることになる。

その点で着目すべきは、この詔書に「日本国民」という言葉が使われていることである。じつは大日本帝国憲法に「国民」という語はない。日本の国民は天皇の臣下として「臣民」とよばれた。帝国憲法は天皇の地位と臣民の権利と義務を定めた法規だが、天皇・皇族は臣民ではないので、憲法とは別に天皇・皇族の家憲として、「皇室典範」が定められ、憲法と並び立つ最高法規となった。

「日本国民」が登場した「新日本建設に関する詔書（天皇の人間宣言）」は、現行の日本国憲法の先駆けとなる文書である。

終戦の詔勅と 天皇の人間宣言

Chijinkan E-books
Compact
04

発行日

初版 2021年8月10日

著

大角 修 (おおかど おさむ)

発行所

(有) 地人館

東京都荒川区東日暮里 6-56-6 長戸ビル 3F

〒116-0014

Tel 03-6806-7937 Fax03-6806-7937

<http://chijinkan.com>